民主党「障がい者権利擁護条例(案)」

策定に向けた基本的な考え方

【起案】北海道議会 民主党・道民連合議員会

「障がい児・者権利擁護条例(仮称)検討PT」

【引用/参考】

- ・障害者政策研究全国実行委員会内作業チーム「障害者差別禁止法案」
- ・礼幌市「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」
- ・DPI日本会議「障害者市民案」
- ・民主党障がい者政策作業チーム「障がい者制度改革推進法案骨子」

一.はじめに

はっかいどうぎかい みんしゅとうどうみんれんごうぎいんかい 北海道議会・民主党道民連合議員会では、すべての障がい者(障がいをゆう ものおよ しょう ゆう じどう い しゃかい い い く 有する者及び障がいを有する児童を言う)が社会において生き生きと暮らし、じりつ しゃかいさんか か しょう しゃ けんり 自立と社会参加をしていくために欠かすことのできない「障がい者の権利ようご さだ かしょう しゃけんりょうごじょうれい さくてい む けんとう 擁護」を定める「(仮称)障がい者権利擁護条例」の策定に向けての検討をすず 進めています。

このたび、策定に向けた基本的な 考 え方と、条 例に盛り込む「権利擁護にかん」をようせいきかん。せっち、もんだいじれい。かかり、ぜせいそち、せいび、こうもくあん。関する調整機関の設置と問題事例に 係 る是正措置の整備」の項目案をまとめましたので、このことに対する皆様のご意見を募集し、お寄せいただいたごいけんなど、こうりょ、はんとう、ふかった。かいは、れんけい、ほっかいどうぎかい意見等を考慮してさらに検討を深め、他の会派と連携して北海道議会にじょうれいあん。ていしゅつ、よてい 条 例 案を提出 する予定です。

さくてい む はいけい

へいせい ねん ねん がつ こくれん しょうがいしゃけんりじょうやく 平成18年(2006年)12月、国連において「障害者権利条約」 さいた〈 にほん しょめい じょうや〈 ひじゅん こ〈ないほう せいび おこなが採択され、日本も署名しましたが、条約の批准や国内法の整備が行われ ていない状況にあっては、障がい者にとって暮らしやすい社会には、まだま ふじゅうぶん かんきょう だ不十分な環境となっています。

しゃかい すいしん 障がい者にとって暮らしやすい社会づくりを推進するためには、障がい者 けんりょうご か ようそ さんちょうめしょくどうじけん の権利擁護は欠くことのできない要素であり、いわゆる「三丁目食堂事件」の ぎゃくたい さべつ ぼうし 例を挙げるまでもなく、 虐 待 や差別の防止をはじめとした、権利擁護のため せいど しすてむ いま きっきん かだい の制度・システムづくりは今や、喫緊の課題となっています。

かんてん ほっかいどうぎかいみんしゅとう どうみんれんごうぎいんかい へいせい ねんこうした観点から、北海道議会民主党・道民連合議員会は、平成20年 けんりょうごじょうれい けんとう は しゅ けんりょうごじょうれい けんとう (2008年)6月12日に「障がい児・者の権利擁護条例」検討 りゆう さべつ けんりしんがい ぷろじぇくと せっち プロジェクトを設置し、 障 がいを理由とした差別や権利侵害などの事例を しゅうしゅう しょう とうじしゃ あんけっと かんけいだんたい いけんちょうしゅ 収集 するために、障がい当事者へのアンケートや関係団体から意見聴取 とうじしゃさんか をするなど、 障 がい当事者参加による取り組みを実施してきました。

けっか ふ しょう しゃ けんり まも くに しょう これらの結果を踏まえ障がい者の権利を守るため、国に障がい しゃさべつきんしほう せいてい はたら どうみん しょう とうじしゃ さんかく 者差別禁止法の制定を働きかけるとともに、道民や障がい当事者が参画し、 しゃさべつきんしほう せいてい はたら しゃ けんりようご すいしん ほっかいどうどくじ 障がい者の権利擁護を推進するための北海道独自の「障がい者権利擁護 たかいは きょうぎ おこな 条例」の制定に向け、他会派との協議を行ってきました。

じょうれい もくてき <u>三. 条 例 の目 的と</u>めざす´姿

もくてき 1.目的

- りゆう さべつ ぎゃくたい こんぜつ
- (1)障がいを理由とする差別や虐待の根絶をはかります。
- ひがい う ひと てきせい じんそく きゅうさい (2)被害を受けた人を適正に、迅速に救済します。
- ひと いし そんちょう
- (3)すべての人の意思が尊重される社会をつくります。

^{すがた} 2.めざす 姿

ゆにばっさる しゃかい いつげん とのできるユニバーサル社 会の実 現をめざします。

じょうれい こっかく 四.条 例の骨格

きょうせい ちいき 1 . 共 生 の地域づくり

> しょう たも ささ あ ちいき 障 がいのあるなしにかかわらず、共に支え合う「やさしい地域」づく すいしん りを推進します。

たいわ ぷろせす ほしょう 2 . 対話のプロセスの保障

だいりつ ゆうわ むね けんりしんがい きょうちょう しょう 対立でなく融和を旨とし、権利侵害を強調するのではなく、障が ひと ひと く ちいき たいわ つう いのある人もない人も、ともに暮らしやすい地域づくりを、対話を通じて 実現 する プロセスを 制度化 します。(北海道版 ADR = さいばんがいふんそうかいけつてつづき じつげん 裁判外紛争解決手続の実現)

けんりょうご しすてむか 3.権利擁護のシステム化

けんりしんがい さべつ みぜん ぼうし ねぢか ちいき 権利侵害や差別を未然に防止するため、より身近な地域において そうだんしえん しすてむ せいび じゅうだい けんりしんがい さべつじあん 相談支援システムを整備します。また、重大な権利侵害や差別事案に とうじしゃ たい ぜせいそち しすてむ ついては、当事者に対し、是正措置をはかることのできるシステムを どうにゅう 導入します。

どう せきむ めいかくか4.道の責務の明確化

どう しょう しゃ けんり ようご しさく そうごうてき さくてい およ じっし **道は、障がい者の権利を擁護する施策を総合的に策定し、及び実施す** せきむ ゆう る責務を有する。

どう しょう しゃ けんりょうご ひろ ほしょう た こうきょうだんたいなど 道は、障がい者の権利擁護が広く保障されるよう、他の公共団体等 たい きょうりょく ようせい はたら おこな に対し協力を要請し、働きかけを行う。

どう かてい しせつ ちいきなど すべ どうみん たが けんり ただ 道は、家庭、施設、地域等において、全ての道民がお互いの権利を正

りかい たが そんちょう あ ひつよう しえん つと しく理解し、お互いに尊重 し合うことができるよう必要な支援に努める。

しょう およ しょう しゃ ていぎ 五.障 がい及び 障 がい者の定義

しょう 1. 障がいとは、

しょうがい びょうき げんいん こじん とくせい こじん 傷害 や病気を原因とする個人の特性にかかわらず、その個人にたい ていどいじょう のうりょく きのう ようきゅう しゃかいてきかんきょう かん対して、ある程度以上の能力や機能を要求する社会的環境との関けい しょう しょうへき 係で生じる障壁をいう。・・引角/障害者政策研究全国実行委員会

2. 障がい者とは、

を期的または一時的、あるいは将来に予想される障がいによせいかつじょう こんなん も も じょうきょう ひとり、生活上の困難さを持つ、あるいは持ちうる状況にある人をいう。また、環境整備なしには、障害をもたない人にくらべて不利 たき こうむ こうむ じょうきょう ひと 益を被るか、被りうる状況にある人をいう。

・・引用/障害者政策研究全国実行委員会

··引用/障害者政策研究全国実行委員会

さべつ ていぎ いんよう しょうがいしゃせいさくけんきゅうぜんこくじっこういいんかい 六.差別の定義・・引用/障害者政策研究全国実行委員会

人として誕生してから、その生涯を終えるまでの間において、
せいじてき けいざいてき しゃかいてき ぶんかてき た すべ せいかつぶんや
政治的、経済的、社会的、文化的またはその他の全ての生活分野にお
しんたいてき せいしんてき とくちょう りゅう た ひとびと びょうどう たちば
いて、身体的・精神的な特徴と理由により、他の人々と平等な立場で
しゃかいせいかつ さんか きかい うば せいげん じゅう そくばく
社会生活に参加する機会が奪われ、または制限され、その自由が束縛さ
れている状態にあることをいう。

じゅう そくばく じょうたい ぎゃくたい ほうち けいざいてきさくしゅ ここでいう自由が束縛されている状態とは、虐待、放置、経済的搾取 しょう しゃ せいめい しんたい ざいさん せいしん たい きがい (わによって、障がい者の生命、身体、財産または精神に対して危害が加 まそ じょうたい えられる恐れのある状態をいう。

じょうれい せいどか じこう 七.条 例において制度化すべき事項

けんりようご かん ちょうせいきかん せっち 1.権利擁護に関する調整機関の設置について

しょう しゃ けんり たい ふとう さべつ げんいん けんり 障がい者の権利に対する不当な差別が原 因となり、その権利しいまう まよ じれい ま ばあい とうじしゃ しえんしゃ もう でに支障を及ぼす事例が起きた場合、当事者や支援者からの申し出う かんけいとうじしゃ じじつかんけい ちょうしゅ うえ いほう ふとうを受け、関係当事者から事実関係を聴取の上、違法または不当なじじつ かくにんおよ かいぜんほうしん ちょうせい おこな ちゅうりつてき きかん事実の確認及び改善方針の調整を行う中立的な機関をせっち設置します。

機関には、障がい者の権利擁護者として、公正かつ適正に職 も すいこう かんけいきかんなど そうご きょうりょく れんけい はか 務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力・連携を図る 世きむ お 責務を負うこととします。

もんだいじれい かかわ ぜせいそち せいび 2.問題事例に 係る是正措置の整備について

たちいりちょうさけんげん (1)立入調査権限について

しょう しゃ たい ふとう さべつ げんいん けんり ししょう 障がい者に対する不当な差別が原因となり、その権利に支障 およ じれい かん じょうほう はぁく ぱぁい じょうき ちょうせい を及ぼす事例に関する情報を把握した場合または上記1の調整 かてい ちょうさ ひつよう しょう ぱぁいなど どう じゅたく の過程で、調査の必要が生じた場合等において、道(その受託しゃ ふく かんけいしゃ たい ちょうさ けんげん ゆう者を含む。)が関係者に対して調査をすることができる権限を有することとします。

かいぜんめいれい

(2)改善命令について

しょう しゃ たい ふとう さべつ げんいん けんり ししょう 障がい者に対する不当な差別が原因となり、その権利に支障 およ じれい じゅうだい ししょう かいひ ひつよう を及ぼす事例について、重大な支障を回避するために必要があばあい どう かんけいしゃ たい かいぜん もと けんげん る場合、道が関係者に対して改善を求めることができる権限をゆう 有することとします。

かんこく めいしょう こうひょう

(3)勧告・名称の公表について

どう しょう しゃ たい ふとう さべつ げんいん けんり 道は、障がい者に対する不当な差別が原因となり、その権利 に支障を及ぼす事例について、改善命令を出したにもかかわらず改善がみられない場合、当該関係者の名称を公表することとします。

こうてき むしょう ざいさんかんりせいど そうせつ (4)公的かつ無償の財産管理制度の創設について

ずいさんかんり てきせつ じっし ざいさんかんり かん のうりょく 財産管理を適切に実施するため、財産管理に関する能力に ししょう しゃ たい こうてき むしょう ざいさんかんりせいど 支障のある障がい者に対する公的かつ無償の財産管理制度 こうけんせいど もう (後見制度)を設けます。

しょう しゃ あ まえ しゃかい なか く きほんじこう 八. 障 がい者が「当たり前」に社会の中で暮らすことができるための基本事項

ちいきせいかつ 1.地域生活について

じりつ せいかつ きょうゆう せいかつけいたい せんたく また、自立した生活の享有にあたっては、あらゆる生活形態が選択 きかい ほしょう できる機会が保障されるものとする。

ほんにん い はん しせつせいかつ きょうせい ちいき じりつ なお、本人の意に反した施設生活の強制や、地域において自立したせいかつ いとな さまざま しゃかいてきかつどう さんか きかい うば おこな生活を営み、様々な社会的活動に参加できる機会を奪うことを行ってはならないものとする。

いどう 2.移動について

いどう しゅべつ ていど しょう も た 移動においては、その種別、程度にかかわらず、障がいを持たない他の ひと どうとう さべつ う しゅう いどう 人と同等に、いかなる差別も受けることなく、自由に移動することができることを基本とする。

こうきょうこうつうきかん りょう きかい ほしょう そのためには、公共交通機関の利用の機会が保障されるとともに、 りべんせい たか りょうかんきょう せいび あんぜん いどうくうかん 利便性を高めるための利用環境の整備と、安全でゆとりのある移動空間が確保されるものとする。

どうろおよ ほどう こうきょうこうつうきかん こうきょうしせつなど えんかつ いどう 道路及び歩道、公共交通機関、公共施設等においては、円滑な移動と りょう せいげん しょう しゃ たい しょう も こと 利用を制限してはならず、障がい者に対して、障がいを持たない人と異 あつ おこな なる扱いを 行ってはならないものとする。

じょうほう りょう でんたつ 3 . 情報の利用・伝達について

情報の利用・伝達においては、自らが選択する方法により、あらゆる しゅるい じょうほう りょう きょうじゅ ひょうげん りょうおよ 種類の情報を利用し、享受し、また表現することができ、その利用及びきょうじゅ さい ひつよう おう じょうほう ていきょうけいたい へんかん 享受に際しては、必要に応じて、情報の提供形態を変換することを きまた きほん が げられないことを基本とする。

じょうほう かかわ えきむ ていきょうなど おこな じぎょうしゃ せきにん なお、情報に係る役務の提供等を行う事業者は、その責任とのうりょく おう えんかつ じょうほう にゅうしゅ りょうなど べんぎ はか能力に応じて、円滑な情報の入手、利用等のための便宜を図ることに どりょく 努力する。

さいがいじょうほう でんたつ てきかく おこな 災害情報の伝達は、的確に行わなければならないこととする。

えんかつ りょう せいひん しせつなど ふきゅうなど 4.円滑に利用できる製品、施設等の普及等について

えんかつ せいひんりよう しせつなど ふきゅう しゅべつ ていど 円滑な製品利用と施設等への普及においては、その種別、程度にかか しょうひん しせつ べんえき はんばい せっきゃくなど さ びす と わらず、あらゆる商品・施設・便益・販売・接客等のサービスや取り あつ せつめいしょなど りょう しょう りゅう さべつ う扱い説明書等の利用において、障がいを理由とするいかなる差別も受け

しょう も ひと どうとう りょう きほん ることなく、 障 がいを持たない人と同等に利用できることを基本とする。

りょう かん ちほうこうきょうだんたい さ - び すていきょうじぎょうしゃ しょう なお、利用に関して地方公共団体は、サービス提供事業者が障がいしゃ に - ず おう てきせつ はいりょ おこな さ - び すていきょうじぎょうしゃ 者のニーズに応じた適切な配慮を行うよう、サービス提供事業者にたい しどう かんとく おこな 対する指導・監督を行わなければならないこととする。

ちほうこうきょうだんたいおよ じぎょうしゃ ゆにばーさるでざいん せいひん えきむ 地方公共団体及び事業者は、ユニバーサルデザインによる製品、役務など しょう しゃ えんかつ りょう けんきゅうかいはつ すいしん 等で、障がい者が円滑に利用できるものの研究開発の推進と、そのせいか ふきゅう えんかつ りょう しせつ しゅう こうゆう こうぞうおよ成果の普及、また、円滑に利用できるような施設(私有・公有)の構造及せつび せいびなど しえんおよ えんかつ りょう こうぞう せいび そな じゅうたくび設備の整備等の支援及び、円滑に利用できる構造と整備を備えた住宅 けんちく とうがいこうぞうおよ せつび そな じゅうたく かいちくなど ふきゅう どりょくの建築、当該構造及び設備を備えた住宅への改築等の普及に努力する。

ふどうさん たてもの しゅとくなど 5 . 不動産や建物の取得等について

ふどうさん じゅうたく しゅとく ちんたい て動産や住宅の取得や賃貸においては、その種別、程度にかかわらず、 ふどうさん たてもの しゅとく りょう きょじゅう しょう も ひと どうとう 不動産や建物の取得・利用・居住において、障がいを持たない人と同等 きかい ほしょう しょう ふどうさん しゅとく きょじゅう りょう かんの機会が保障され、障がいを理由とした、不動産の取得、居住、利用に関きょひ せいげん おこな きほん しての拒否や制限を行ってはならないことを基本とする。

たてもの ばいばい ちんたい かいしゅうなど けいやく さい しょう しゃ また、建物の売買や賃貸、改修等の契約に際し、障がい者がだいさんしゃ どうせき じょげん もと ばあい おう 第三者の同席、助言を求めた場合、これに応じなければならないこととする。

こうえいじゅうた(など にゅうきょ しょう ていど かいご えんじょ しえん 公営住宅等への入居について、障がいの程度や介護(援助、支援) ひつようせい りゅう ふりえき あつか おこな の必要性などからの理由によって、不利益な 扱 いを 行 ってはならない こととする。

きょういく 6.教育について

きょういくしょうがいだんかいどうせだい しょうも教育においては、生涯のどの段階においても同世代の障がいを持たひと とうごうきょういく うここじん おうない人と統合された教育を受けることができ、また、個々人に応じた

こべつてきしえんきょういくう 個別的支援教育を受けることもできることを基本とする。

こべつてきしえんきょういく さくてい だいりにん たまた、個別的支援教育の策定にあたっては代理人を立てることができ、さくていかてい さんか いけん の さくてい こべつしえん ないよう その策定過程に参加して意見を述べ、また、策定された個別支援の内容にかん せつめい う いけん いぎ の 関して説明を受け、意見や異議を述べることができることとする。

きょういくかんれんきかん ぎ むきょういく しょう しゃ いしそつう ちゅうかい 教育関連機関は、義務教育について、障がい者の意思疎通の仲介にかん えんじょ ていきょう たいせい じゅうじつ しょう しゃ かかわ きょういく かん 関する援助を提供する体制の充実、障がい者に係る教育に関するせんもんちしき ゆう きょういん じゅうじつなど じんてきたいせい せいび しょう しゃ えんかつ専門知識を有する教員の充実等の人的体制の整備、障がい者が円滑りよう がっこうしせつ せいび しょう しゃ りょう きょうざい ふきゅうに利用できる学校施設の整備、障がい者が利用するための教材の普及のすいしんなど ぶってきじょうけん せいび た しょう しゃ きょういく う 推進等の物的条件の整備、その他の障がい者が教育を受けるためのかんきょうせいび はいりょ 環境整備に配慮しなければならないこととする。

きょういくかんれんきかん こうとうきょういく た ぎむきょういくいがい きょういく 教育関連機関は、高等教育その他の義務教育以外の教育について、しょう しゃ しょう しゃいがい もの びょうどう とうがいきょういく う きかい かくほ 障がい者が障がい者以外の者と平等に当該教育を受ける機会を確保 じょうき そうとう しさく はいりょ するよう、上記に相当する施策に配慮しなければならないこととする。

こよう しゅうろう 7. 雇用・就 労 について

しょう りゅう さいよう きょひ かいこおよ ちんぎん しょうしんなど ろうどうじょうけん 障がいを理由に、採用の拒否、解雇及び、賃金、昇進等の労働条件 ろうどうかんきょう ふりえき ふとう あつか おこな や労働環境において、不利益や不当な扱いを行ってはならないことと する。

ちほうこうきょうだんたいおよ みんかんじぎょうしゃ ほうていこようりつ かくほ 地方公共団体及び民間事業者は、法定雇用率の確保はもとより、なおいっそう こよう どりょく 一層の雇用に努力する。

じえいなど こよういがい しゅうぎょう せんたく かのう しさく 自営等、雇用以外の 就 業 について、その選択が可能となるよう施策を こう 講じることとする。

こうけいやく らくさつしゃ けってい 公契約の落札者を決定するにあたっては、その入札者が しょうがいしゃこようりつ たっせい 障害者雇用率を達成していること、障がい者施設の製品を そうとうていどこうにゅう など そうごうてき ひょうか ほうしき どうにゅう 相当程度購入していること等を総合的に評価する方式の導入について けんとう 検討することとする。

たほうこうきょうだんたいなど ゆうせんてき ちょうたつ しょう しゃ 地方公共団体等は優先的に調達することなどにより、障がい者がしゅうろう しせつ じゅちゅう きかい ぞうだい はか 就労する施設の受注の機会の増大を図ることとする。

しょう しゃ はいぐうしゃ しょう こ ほごしゃ しゅうろう 障がい者の配偶者、障がいのある子どもの保護者の就労にあたって あんしん かいごなど は、安心して介護等ができるよう、事業者は配慮に努めなければならないこととする。

いりょう りはびりてーしょん 8.医療、リハビリテーションについて

にいょう りはびりて - しょん 医療、リハビリテーションにおいては、心身の体調を 自らの意思でりょうこう たも みずか のぞ にちじょうせいかつ しゃかいさんか は みずか 良好に保ち、自らの望む日常生活と社会参加を果たすために、自らが求めるまたは障がいを持たない人にも提供される同一の範囲、質、すいじゅん いりょうおよ りはびり - しょん う きほん 水準の医療及びリハビリテーションを受けられることを基本とする。

じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな ひつよう いりょう う 自立した日常生活または社会生活を営むために、必要な医療を受 よう ひょう かかわ じょふたん がく しょう しゃ ふたんのうりょく けたときに要する費用に係る自己負担の額を、障がい者の負担能力に おう しゃ けいざいてきふたん けいげん 応じたものにすることにより、障がい者の経済的負担を軽減することとする。

しょう しゃ そんざい ひてい こじん そんげん きず 障 がい者の存在を否定したり、その個人としての尊 厳を傷つけるよ ふとう いりょうこうい おこな およ いりょう な もと きょうせいてき かくりてき うな不当な医療行為を 行 うこと及び、医療の名の下に 強 制 的 に隔離的 かんきょう と こ おこなな 環 境 に閉じ込めることを 行 ってはならないこととする。

りょうなど ていきょう きょひ いんぶま 自らが望まない医療等の提供を拒否することができ、またインフォー むどこんせんと ただ じょうほう え つた うえ ごうい いみームドコンセント(「正しい情報を得た(伝えられた)上での合意」)を意味がいねん うする概念を受けることができることとする。

せい せいしょく 9.性・生殖について

せい せいしょく しょう しゅべつ ていど せい ゆう 性・生殖においては、障がいの種別、程度にかかわらず、性を有す こじん そんちょう しょう りゅう れんあい こんいん こそだ せいげん る個人として尊重され、障がいを理由に、恋愛・婚姻・子育てが制限 きほん されることがあってはならないことを基本とする。

ちほうこうきょうだんたい じぎょうしゃ 10.地方公共団体、事業者について

ちほうこうきょうだんたいおよ じぎょうしゃ しょう しゃ さべつ てっぱい 地方公共団体及び事業者は、障がい者へのあらゆる差別を撤廃し、しみん りかい うなが ほうかつてきほうさく てきせつ しゅだん すみ じっこう 市民への理解を促す包括的方策を、適切な手段により速やかに実行しなければならないこととする。

しょう しゃ びょうどう ぎょうせい てつづ さーびす りょう 障がい者は、平等にあらゆる行政の手続きやサービスを利用するこ ちほうこうきょうだんたい ていきょう じょうほう とができるとともに、地方公共団体は提供する情報を、あらゆる こみゅにけーしょんしゅだん もち ていきょう コミュニケーション手段を用いて提供しなければならない。

せいじ 11.政治について

*** せいじさんか しょう も ひと どうとう けんり ゆう 様々な政治参加においては、障がいを持たない人と同等の権利を有す きほん ることを基本とする。

さまざま せいじさんか こくせい ちほうじち かん せんきょ ひせんきょけんふく 様々な政治参加とは、国政または地方自治に関する選挙(被選挙権含 さいばんかん しんさ けんぽうかいせい こくみんとうひょう じゅうみんとうひょう じゅうみんかんさむ) 裁判官の審査、憲法改正の国民投票、住民投票、住民監査せいきゅう せいがん おおやけ ぎかい ぽうちょう ほか こうしょく 請求、請願、公の議会における傍聴の他、公職に就くことなどである。

しほう

12. 司法について

しほう さいばんしょ さいばん もと さいばん う 司法においては、裁判所において裁判を求め、また裁判を受け、 さいばんがいふんそうかいけつてつづき りょう しほうかんけいてつづき さんか さいばんいん 裁判外紛争解決手続を利用、または司法関係手続に参加(裁判員せいど ぼうちょう 制度)もしくは傍聴することができることとする。

さいばん ないよう りかい ようい てきせつ こみゅにけ 裁判の内容を理解することを容易にするために、適切なコミュニケー しょん しゅだん しょう ーション手段を使用することができることとする。

どうみん ほごしゃ 13. 道民・保護者について

どうみん しょう しゃ そんげん せいかつ しゃかい さんか 道民は、障がい者が尊厳をもって生活し、社会に参加することがで さべつ はい ちいき しょう しゃ ささ きるため、あらゆる差別を排し、地域において障がい者を、支えていくよう努めることとする。

はこしゃ こ よういく はったつ かん だいいちぎてき せきにんしゃ こ 保護者は、子どもの養育や発達に関する第一義的な責任者であり、子 けんり ほしょう つと じもの権利の保障に努めなければならず、いかなる理由をもってしても、子 たい ぎゃくたい さべつ おこな どもに対する 虐 待 や差別を 行 ってはならない。

しょう も りゅう こ たい おや けんり せいげん 障 がいを持つことを理由に、子どもに対する親としての権利が制限さ はくだつ れたり、剥奪されることがあってはならない。

ぷらぃばし-14.**プライバシー**

こじん じょうほう しせいかつ ぷらいばし - しんがい 個人として情報や私生活におけるプライバシーは、侵害されてはならない。